

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【公表番号】特表2015-506265(P2015-506265A)

【公表日】平成27年3月2日(2015.3.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-014

【出願番号】特願2014-547909(P2014-547909)

【国際特許分類】

<i>B</i> 0 1 <i>J</i>	23/10	(2006.01)
<i>B</i> 0 1 <i>J</i>	32/00	(2006.01)
<i>B</i> 0 1 <i>J</i>	37/03	(2006.01)
<i>B</i> 0 1 <i>D</i>	53/86	(2006.01)
<i>F</i> 0 1 <i>N</i>	3/10	(2006.01)

【F I】

<i>B</i> 0 1 <i>J</i>	23/10	Z A B A
<i>B</i> 0 1 <i>J</i>	32/00	
<i>B</i> 0 1 <i>J</i>	37/03	B
<i>B</i> 0 1 <i>D</i>	53/36	C
<i>F</i> 0 1 <i>N</i>	3/10	A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年5月8日(2017.5.8)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

酸化物の観点から60～98質量%のセリウム含有元素であって、酸化物の観点から質量で85：15～100：0で、セリウムと、セリウム以外の希土類金属元素、ジルコニウムおよびケイ素からなる群から選択される少なくとも1つの元素と、からなるセリウム含有元素と、

酸化物の観点から1～20質量%のアルカリ土類金属元素と、
 Al_2O_3 の観点から1～20質量%のアルミニウムと
 を含む複合酸化物であって、前記複合酸化物が、2時間800でのか焼後にBET法によって測定されるように $40\text{m}^2/\text{g}$ 以上の比表面積を示し、かつ2時間800でのか焼後にX線回折によって測定されるように、 AECeO_3 相(ここで、AEはアルカリ土類金属元素を表す)をまったく持たず、かつ15nm以下の(111)面での CeO_2 結晶子サイズを持つという特性を有する複合酸化物。

【請求項2】

前記セリウム以外の希土類金属元素が、イットリウム、ランタン、プラセオジム、ネオジム、サマリウム、ユーロピウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、イッテルビウム、ルテチウム、またはこれらの2つ以上の混合物である、請求項1に記載の複合酸化物。

【請求項3】

前記アルカリ土類金属元素がバリウムを含む、請求項1又は2に記載の複合酸化物。

【請求項4】

前記アルカリ土類金属元素の含有率が酸化物の観点から1～15質量%である、請求項

1 ~ 3 のいずれか一項に記載の複合酸化物。

【請求項 5】

前記複合酸化物が、2時間800°でのか焼後にBET法によって測定されるように50m²/g以上の比表面積を有する、請求項1~4のいずれか一項に記載の複合酸化物。

【請求項 6】

(A) そのセリウムイオンの90モル%以上が4価であるセリウム溶液を提供する工程と、

(B) 工程(A)から得られた前記セリウム溶液を60°以上まで加熱し、60°以上において溶液を保持してセリウム懸濁液を得る工程と、

(C) 工程(B)から得られた前記セリウム懸濁液にアルカリ土類金属酸化物および酸化アルミニウムの少なくとも前駆体を添加して懸濁液を得る工程と、

(D) 工程(C)から得られた前記懸濁液を100°以上まで加熱し、100°以上において前記懸濁液を保持する工程と、

(E) 工程(D)から得られた前記懸濁液に第1沈澱剤を添加して前記アルカリ土類金属元素以外の元素を沈澱させる工程と、

(F) 第2沈澱剤を添加して前記アルカリ土類金属元素を含有する沈澱物を得る工程と、

(G) 工程(F)から得られた前記沈澱物をか焼する工程と

を含む、請求項1から5のいずれか一項に記載の複合酸化物の製造方法。

【請求項 7】

工程(C)で、セリウム以外の希土類金属元素、ジルコニウムおよびケイ素からなる群から選択される少なくとも1つの元素の酸化物の前駆体が、工程(B)から得られた前記セリウム懸濁液にさらに添加される、請求項6に記載の方法。

【請求項 8】

前記セリウム以外の希土類金属元素が、イットリウム、ランタン、プラセオジム、ネオジム、サマリウム、ユーロピウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、イッテルビウム、ルテチウム、またはこれらの2つ以上の混合物である、請求項7に記載の方法。

【請求項 9】

アルカリ土類金属酸化物の前記前駆体が、酸化バリウムの前駆体を含む、請求項6~8に記載の方法。

【請求項 10】

請求項1~5のいずれか一項に記載の複合酸化物を含む排ガスを精製するための触媒。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0011

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0011】

本発明によれば、

酸化物の観点から60~98質量%のセリウム含有元素であって、酸化物の観点から質量で85:15~100:0で、セリウムと、イットリウムを含むセリウム以外の希土類金属元素、ジルコニウムおよびケイ素からなる群から選択される少なくとも1つの元素と、からなるセリウム含有元素と、

酸化物の観点から1~20質量%のアルカリ土類金属元素と、

A₁₂O₃の観点から1~20質量%のアルミニウムとを含む複合酸化物であって、前記複合酸化物が、2時間800°でのか焼後にBET法によって測定されるように40m²/g以上の比表面積を示し、かつ2時間800°でのか焼後にX線回折によって測定されるように、AECeO₃相をまったく持たず、かつ15nm以下の(111)面でのCeO₂結晶子サイズを持つという特性を有する複合酸化物

が提供される。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0025

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0025】

セリウム含有元素は、酸化物の観点から質量で85:15~100:0で、セリウムと、イットリウムを含むセリウム以外の希土類金属元素（本明細書では以下特定の希土類金属元素と言われる）、ジルコニウムおよびケイ素からなる群から選択される少なくとも1つの元素とからなる。セリウム含有元素が特定の希土類元素、ジルコニウム、およびケイ素からなる群から選択される少なくとも1つの元素を必然的に含有する場合、セリウム対この元素の比は好ましくは85:15~95:5である。